

令和6年度双葉地方水道企業団職員(社会人経験者)採用候補者試験  
(令和7年4月採用) 実施要領

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務(社会人経験者)
採用予定人員	1名程度

2. 受験資格

次のいずれも満たす者

①昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)

②民間企業等における職務経験を5年以上(令和6年7月末時点)有する者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

(1) 第1次試験

イ 職務能力試験

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題)

ロ 職務適応性検査

職務遂行に必要な適性についての検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうか調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和6年 9月22日 (日)	受付 9:00~9:30 職務能力試験 10:00~11:00 職務適応性検査 11:15~11:35	福島県自治会館 (福島市)	令和6年10月下旬、 本企业団等の庁舎前 掲示場に合格者の受 験番号を掲示するほ か受験者全員に郵送 で通知します。
第2次試験		令和6年11月中旬予定		

6. 合格者の採用

(1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に企業長が採用する者を決定します。  
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

(2) 初任給は、本企業団の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 7. 受験手続及び受付期間

### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本企業団総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者試験申込用紙請求」と朱書きのうえ、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封して本企業団総務課まで送付してください。

### (2) 申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、本企業団総務課に提出してください。

申込用紙を郵送する場合は84円切手を貼った自分宛の封筒（長型3号）を同封し、その表に「社会人経験者試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

### (3) 受付期間

令和6年7月17日（水）から令和6年8月16日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

郵便による申込用紙提出の場合は、令和6年8月13日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 8. 試験結果の開示

この試験の結果については、双葉地方水道企業団個人情報保護条例第11条の規定により開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1カ月間	本企業団 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

## 9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) この試験に関し不明な点は、本企業団総務課にお問い合わせください。

郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長型3号）を必ず同封してください。

10. お問い合わせ先

〒979-0515

福島県双葉郡楡葉町大字上小埜字小山6番地の2

双葉地方水道企業団 総務課総務係

TEL 0240-25-5315